

## 羽幌町移住ガイドブック及びPR動画製作業務仕様書

### 1 業務の名称

羽幌町移住ガイドブック及びPR動画製作業務

### 2 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

### 3 業務の背景・目的

羽幌町の人口は5,934人（令和7年2月末日現在）で、10年前の人口と比較すると1,600人減少しており、少子高齢化の進行による人口減少に歯止めがかかっていない状況である。人口減少の一因としては、社会減の恒常化が挙げられ、その対策として移住定住の促進や地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に向けた対策が本町においても重要な課題となっている。

本業務は、羽幌町における移住定住を促進するため、移住検討者や移住に興味がある方に対し、まちの地域資源などの魅力を紹介するとともに、最も重要視される「仕事」の情報を盛り込んだ冊子を作成するものである。また、本町の知名度向上とイメージアップを図るため、まちの魅力を効果的に発信するPR動画を製作し、移住定住の促進、関係人口の創出・拡大ひいてはふるさと納税の寄附にもつなげていくことを目的とする。

### 4 業務内容

「5 業務の仕様」に係る次の業務を行う。業務実施に当たっては、受託者がこれまで培った知識や経験、ノウハウを最大限活かし、高クオリティかつ丁寧に実施すること。なお、本業務における交通費、宿泊費、機材調達費、車両費等の業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

#### (1) 素材収集

情報収集、取材（調整含む。）、写真撮影（撮影費、モデル費用を含む。）等本業務に使用する素材は、原則として現地で新たに撮影するものとするが、必要であれば羽幌町が保有している素材を使用できるものとし、受託者の費用負担で第三者から購入することも可とする。

#### (2) 企画構成

企画、台割立案、レイアウト、デザイン等

(3) 作成

原稿、マップ、BGM、ナレーション、テロップ等の作成、点検、校正等  
※校正回数を目安は、原則3回とするが、羽幌町との協議により増減可とする。

(4) 製作・編集

印刷、製本、動画製作、編集等

(5) その他

打合せ、中間報告等

5 業務の仕様

(1) 羽幌町移住ガイドブックの製作

① 規格

- ア 誌面サイズ B5判若しくはA4判
- イ ページ数 16ページ以上
- ウ 色 カラー印刷
- エ 紙質 提案による
- オ 製本方法 提案による

※気軽に取扱いやすく持ち運びしやすいものとする。また、何度も読み返すことが可能な紙質を使用すること。

② 部数

3,000部

③ 内容等

- ・ガイドブックのタイトルを提案すること。
- ・羽幌町の紹介(概要)、位置や距離関係がわかるマップ、アクセス情報、移住定住に関する支援制度、仕事の情報(企業情報等)は必ず掲載すること。その他の掲載内容は、受託者の提案を受けた上で協議するものとする。
- ・まちの移住者などを取材し、まちでの「暮らし方」を反映することで、羽幌町での暮らしの価値を高める内容とすること。
- ・移住を検討している方が最も懸念する「仕事」に関する不安を解消できるよう町内の企業等の情報を掲載することとし、企業の特長だけでなく具体的な勤務内容なども盛り込み、移住検討者が移住後の生活を具体的にイメージできる内容とすること。
- ・受託者独自の効果的な手法やデザイン、構成を取り入れた個性ある内

容とすること。

④ 成果品

- ア 羽幌町移住ガイドブック 3,000 部
- イ 印刷用の電子データ（PDF 形式）を保存した記録媒体（CD-R 等）一式
- ウ 成果品に使用した写真等の元データを保存した記録媒体（CD-R 等）1 枚
- エ 業務完了報告書（紙媒体） 1 部 ※PR 動画と併せて 1 部

(2) 羽幌町 PR 動画の製作

① 規格

- ア 業務の背景・目的に沿った動画コンテンツを製作する。
- イ 動画コンテンツの長さ（尺）は、8 分程度を想定しているが、実際に製作する長さ（尺）については企画提案を受けて決定する。
- ウ 本編を要約したダイジェスト版（1 分程度を想定しているが、実際に製作する長さは企画提案を受けて決定する。）も作成する。なお、単に本編の長さ（尺）を短くするだけではなく当該映像のみでも活用できるような内容とする。（SNS や動画サイトでの活用も想定）

② 構成・内容等

- ア 羽幌町にある地域資源や魅力を最大限活用し、本町を知らない人が「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるような、本町での暮らしをイメージできる内容であること。
- イ 各種移住フェアや羽幌町の魅力を発信するイベント等で使用でき、次年度以降も継続して使用できる内容であること。
- ウ パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末でも鮮明な画質で閲覧できるようにすること。
- エ 作品に使う BGM や小道具等について、著作権、商標等の知的財産権に抵触しないか十分に確認し、必要がある場合は、権利者から承諾を得ること。知的財産に対する対価が必要となる場合、その費用を負担すること。

③ 成果品

- ア DVD プレーヤーで再生可能な形式で PR 動画を保存した記録媒体（DVD-ROM 等） 1 枚
- イ SNS 等にアップロード可能な形式（MPEG-4 など）を保存した記録

媒体（CD-R等） 1枚

ウ 業務完了報告書（紙媒体） 1部 ※ガイドブックと併せて1部

### （3）その他

本業務の目的を達成するに当たり、効果的な業務があれば独自提案を可能とする。ただし、当該経費は全て委託料に含む。

## 6 成果品の納品

### ① 期日

ア 羽幌町移住ガイドブック 令和7年9月12日（金）

イ 羽幌町PR動画 令和8年3月13日（金）

### ② 納品場所

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町役場 地域振興課政策推進係

## 7 打合せ・協議

業務の方針・内容、策定スケジュール等について、羽幌町との間において双方が必要な都度、打合せ・協議を行う。

## 8 疑義

業務の遂行において、疑義が生じた場合には、速やかに羽幌町と協議するものとする。

## 9 その他

- ①業務体制について万全な体制を期すこと。
- ②業務の進捗状況等については随時情報共有を行うこと。
- ③本業務により製作する成果品の著作権、所有権等その他一切の権利は、羽幌町に帰属するものとする。また、成果物は、羽幌町が自由に二次使用（印刷物の製作、ホームページ等への掲載等）できるものとする。
- ④受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、羽幌町と協議のうえ業務の一部を委託することができるものとする。
- ⑤受託者は、業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、羽幌町個人

情報の保護に関する法律施行条例（令和5年羽幌町条例第9号）を厳守しなければならない。

- ⑥受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。